

平成28事務年度 金融行政方針

主なポイント



平成28年10月

金融庁

I . 金融行政運営の基本方針

- 金融庁は、昨年より、金融行政が何を指し、いかなる方針で行政を行っていくかについて「**金融行政方針**」として明確化し公表。その進捗や実績を年次で評価し、「**金融レポート**」として公表(本年9月)
 - ➡ 本事務年度の「金融行政方針」に反映(PDCAの実施)
- 金融庁は、①**金融システムの安定/金融仲介機能の発揮**、②**利用者保護/利用者利便**、③**市場の公正性・透明性/活力を確保**することにより、**企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成**等による**国民の厚生**の増大を目指す
- 金融を取り巻く環境が急激に変化する中、上記を実現するためには、以下の変革が必要
 - (1) **金融当局・金融行政運営の変革**
 - (2) **国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換**
 - (3) **「共通価値の創造」を目指した金融機関のビジネスモデルの転換**

Ⅱ. 金融当局・金融行政運営の変革

(1) 検査・監督のあり方の見直し

問題意識

- 従来の**厳格な個別資産査定や法令遵守確認**を中心とする検査・監督手法を機械的に継続すると、**副作用**を生むおそれ
- 金融を巡る環境の変化への対応として、**金融機関自身による主体的で多様な創意工夫を促す**ためには、それに応じた**新しい検査・監督の手法を工夫**する必要

新しい検査・監督の基本的な考え方

- **形式から実質へ**
規制の形式的な遵守(ミニмум・スタンダード)のチェックより、**実質的に良質な金融サービスの提供(ベスト・プラクティス)**を重視
- **過去から将来へ**
過去の一時点の健全性の確認より、将来に向けた**ビジネスモデルの持続可能性**等を重視
- **部分から全体へ**
特定の個別問題への対応に集中するより、**真に重要な問題への対応**ができているかを重視



新しい検査・監督の基本的な考え方や手法等について、有識者会議を開催し、議論・整理の上、とりまとめる

Ⅱ. 金融当局・金融行政運営の変革

(2) 良質な金融商品・サービスの提供に向けての競争実現（市場メカニズムの発揮）

- 金融機関が**顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競う環境**の整備

（具体的取組み）

- ✓ 金融商品・サービスに係る各種手数料等の開示を促進
- ✓ 金融機関による顧客本位の取組みの自主的な開示を促進
- ✓ 当局が検査・監督等で得た知見を積極的に公表、問題提起
- ✓ 優良金融機関の表彰制度を創設

➡ **「見える化」によって、金融機関の取組みが顧客から正当に評価されるメカニズムを実現**

(3) 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）

（具体的取組み）

- **外部の意見**が行政に的確に反映される意思決定
- **行政の考え方を公表**すること等による関係者（金融機関・企業・家計等）との対話
- **「真の国益を絶えず追求する」組織**とするための改革
 - ✓ 職員の評価基準の変更（「国益」のためにチャレンジし改革する職員を評価）
 - ✓ 職員の専門性向上（専門分野毎に世界の最先端に遅れない人材を育成）
 - ✓ 職場環境の改革（斬新な発想が湧き出るためのワークライフバランスを実現）

等

Ⅲ. 国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換

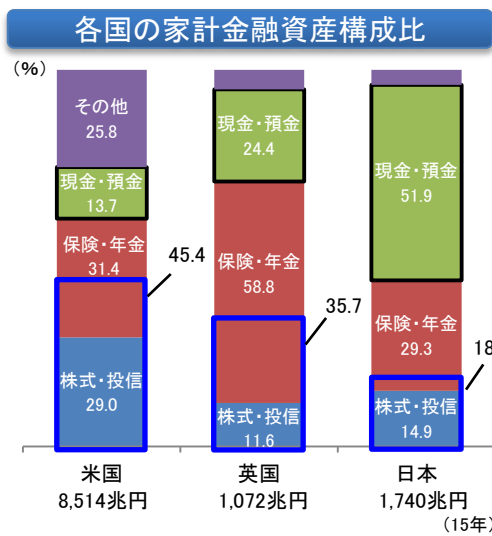
(1) 家計における長期・積立・分散投資の促進

(課題)

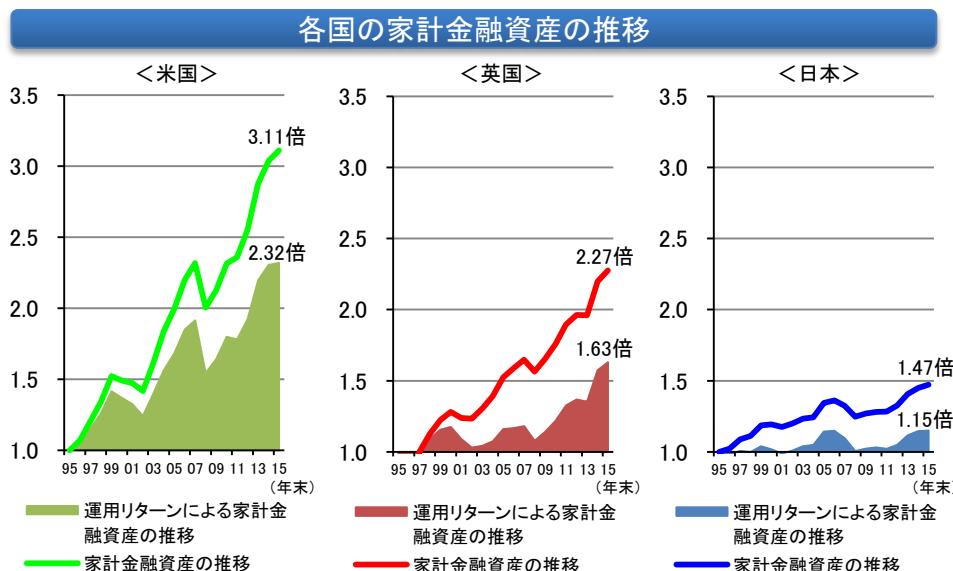
- 金融資産の過半が現預金/資産運用のリターンが低い
- 投資のリテラシー・成功体験が不足

(具体的施策)

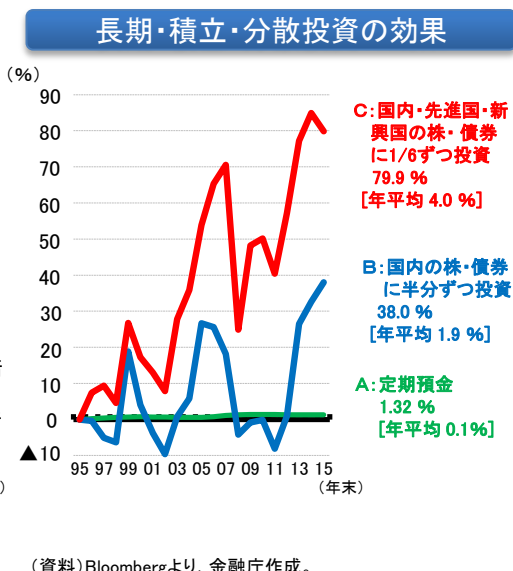
- 少額からの長期・積立・分散投資促進のためのNISAの改善・普及
- 投資初心者を中心に対象とした実践的な投資教育
- 投資信託等の商品の比較・選択に資する情報について、顧客が判り易いような形での提供を検討



(資料)FRB、BOE、日本銀行資料より、金融庁作成。



(資料)FRB、BOE、日本銀行資料より、金融庁作成。



(資料)Bloombergより、金融庁作成。

Ⅲ. 国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換

(2) 金融機関等による顧客本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)の確立と定着

(課題)

- 手数料稼ぎを目的とした顧客不在の金融商品販売
- 商品・サービスの手数料水準やリスクの所在が顧客に分かりにくい

(具体的施策)

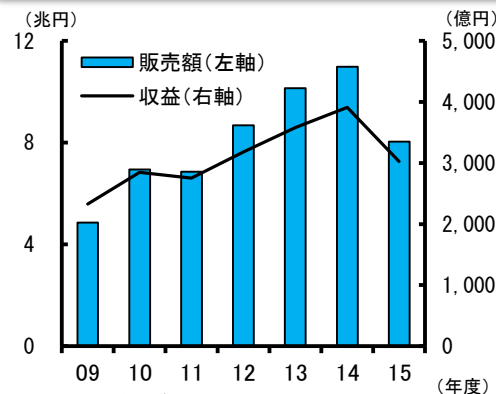
- 顧客本位の業務運営を行うべきとの原則(フィデューシャリー・デューティー)の確立・定着
- 手数料の開示の促進/商品のリスクの所在等の説明(資料)の改善
- 金融機関による顧客本位の取組みの自主的な開示の促進

規模の大きい投資信託の日米比較(純資産額上位5銘柄)

	規模(純資産)の平均 (兆円)	販売手数料	信託報酬 (年率)	収益率 (年率)
		平均		過去10年平均
日本	1.1	3.20%	1.53%	▲0.11%
米国	22.6	0.59%	0.28%	5.20%

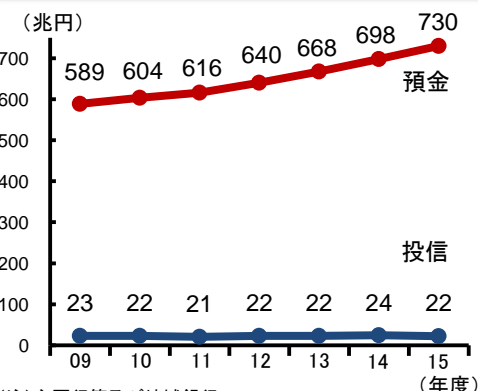
(資料) QUICK(日本)、運用会社公表資料(米国)より、金融庁作成。

銀行の投資信託販売額・収益の推移



(注) 主要行等及び地域銀行
(資料) 金融庁

投資信託銀行窓販と預金の残高比較



(注) 主要行等及び地域銀行
(資料) 全国銀行協会、金融庁

Ⅲ. 国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換

(3) 機関投資家による投資先企業との建設的な対話の促進とそれを通じた企業価値の向上

(課題)

- 運用の高度化
- 個別企業の価値を評価した長期視点の投資、投資先企業との建設的な対話が不十分

(具体的施策)

- 機関投資家(資産保有者・運用機関)が最終受益者の利益を第一に考え、企業と建設的な対話を行うことを促進するため、**スチュワードシップ・コードを改訂**
- 運用機関における顧客本位の活動を確保するため、系列親会社等との関係から生じ得る**利益相反の管理やガバナンスを強化**
- 最終受益者の利益を確保するため、**資産保有者(年金基金等)による運用機関への働きかけ・チェックを強化**

(4) 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

- 市場環境のマクロ的な視点での分析等を通じた**機動的な市場監視**

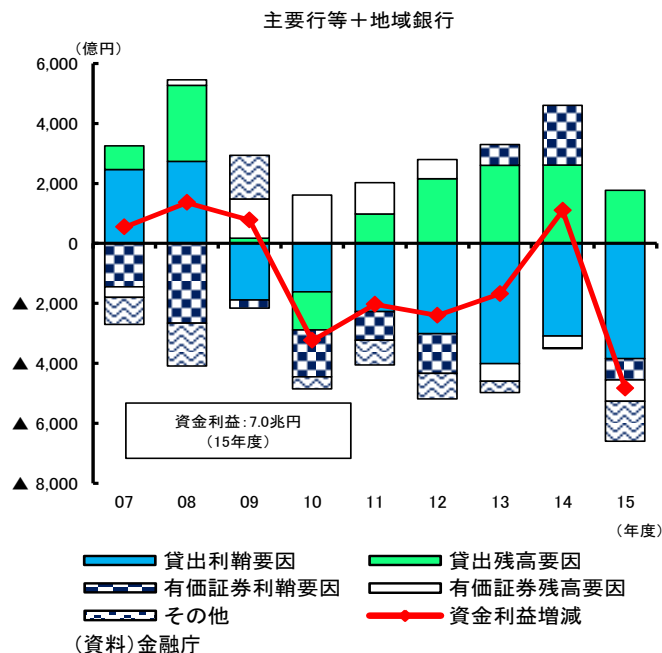
(5) 会計監査、開示及び会計基準の質の向上

- 質の高い会計監査の提供を促すため、**監査法人のガバナンス・コードの策定等**
- 開示の公正性・透明性の向上のため、企業が公表前の内部情報を第三者に提供する場合に、他の投資家にも同時に情報提供するルール(**フェア・ディスクロージャー・ルール**)の導入に向けて検討

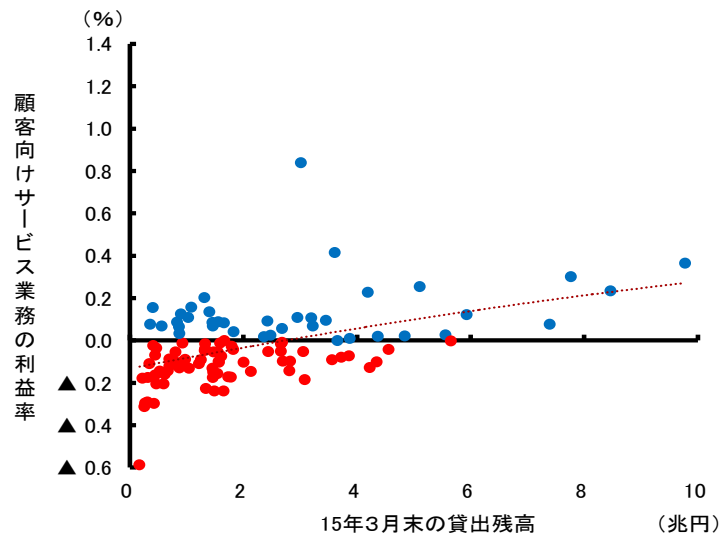
IV. 「共通価値の創造」を目指した金融機関のビジネスモデルの転換

- 世界的な長短金利の低下や、テクノロジーの進化など、**金融業を取り巻く環境は大きく変化**
- 横並びで単純な量的拡大競争に集中するような銀行のビジネスモデルは限界に近づいている。金融機関は、**現在のビジネスモデルが環境変化の下で持続可能か**検証が必要
- 金融機関が**顧客本位の良質な金融サービスを提供**し、企業の生産性向上や国民の資産形成を助け、**結果として、金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保**するという好循環（「共通価値の創造」）を目指すことが望まれる

金利低下により、利鞘縮小を貸出増でカバーできない状態



生産年齢人口減少等により、2025年には、6割を超える地域銀行において、顧客向けサービス業務(貸出・手数料ビジネス)の利益率がマイナスになる可能性



IV. 「共通価値の創造」を目指した金融機関のビジネスモデルの転換

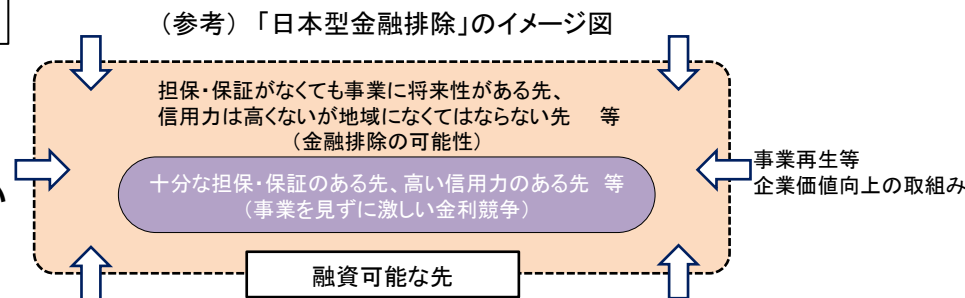
(1) 金融仲介機能発揮に向けた取組みの実態把握

- 融資に関し、**金融機関と顧客の認識に相違**が存在

銀行：融資可能な貸出先が少なく、銀行間の金利競争が激しい

顧客：銀行は担保・保証が無いと貸してくれない

- 十分な担保・保証のある先や高い信用力のある先以外に対する金融機関の取組みが十分でないため、**企業価値の向上等が実現できていない状況（「日本型金融排除」）が生じていないか、実態把握**



(2) 金融機関との深度ある対話

- 金融機関の取組みの実態把握、「金融仲介機能のベンチマーク」^(注)等の**客観的な指標**を活用し、ガバナンス、業績目標・評価、融資審査態勢等を含め、**金融仲介の質の向上に向けて、経営陣と深度ある対話を実施**

(注) 金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標(55項目)を本年9月に公表
例：経営改善が見られた取引先数、金融機関が関与した創業件数、事業の評価に基づく融資先数 等

(3) 開示の促進等を通じた良質な金融サービスの提供に向けた競争の実現

- **自行の取組みを顧客に積極的に開示**するよう促し、また、**金融機関の優れた取組みを当局が公表・表彰**
- これらを通じ、**良質な金融サービスの提供に向けた金融機関間の競争を促す**

IV. 「共通価値の創造」を目指した金融機関のビジネスモデルの転換

(4) 金融システムの健全性維持

- **世界的に各種資産価格が上昇**する中、国内外の経済や市場に混乱が生じた際にも、我が国の金融システムが健全性を保ち、金融仲介機能を発揮できるよう、**様々なストレスシナリオとその影響を分析し、健全性確保に向けた対話**を金融機関と実施

(グローバルに活動する金融機関)

- ✓ 経済・市場環境の変化に対応した、**より機動的な海外与信の管理**や、**より安定的な外貨調達**の実現に向けての対話を行う

(国内で活動する金融機関)

- ✓ 国内金利の低下に対応し、**長期債への投資や不動産向け与信**を増加させる動き等が見られる中、これらを含む各種のリスクテイクが、**経済・市場環境が変化した際に金融機関の健全性に与える影響等について検証し**、対話を行う
- ✓ **ビジネスモデルの持続可能性に大きな課題**が認められる金融機関に対しては、**課題解決に向けた対応**を促す

V. IT技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応

(1) FinTechへの対応

- FinTech(金融・IT融合)の動きが、**金融の姿を今後大きく変えていく**ことが見込まれる
- 金融サービスの**イノベーション**を通じて、国民にとってより良いサービスの提供が図られるよう、必要となる**制度面の対応**について機動的に検討するとともに、**決済インフラの高度化、新たな金融技術の活用**を推進
- 既存の金融機関は、組織・人材・システム等の見直しも含め、**変革に向けた果断な意思決定を遅滞なく行う必要**があり、我が国金融機関の**タイムリーな対応**を促進
- **FinTechベンチャーの登場・成長が進んでいく環境の形成**に向けた取組みを継続

(2) サイバーセキュリティの強化

- サイバー攻撃は**金融システム全体に対する最大の脅威**の一つ
- 金融分野のサイバーセキュリティの底上げを図るため、初の**金融業界横断的な演習**を実施

(3) アルゴリズム取引等への対応

- アルゴリズムを用いた高速な取引について、**欧米における規制等の動向も踏まえ、対応を検討**

VI. 国際的な課題への対応

(1) 金融規制・監督のあり方についての国際的な提言

- 世界金融危機後の規制改革について、金融庁は**経済の持続的成長と金融システムの安定の両立の必要性等に関して問題提起**を行ってきた。今後、残された改革項目が、**こうした考え方を踏まえて最終化**されるよう努めるとともに、規制の複合的な影響のモニタリングを推進
- 世界的な長短金利の低下やテクノロジーの進化の下で、**金融機関が適切なビジネスモデルを構築し、経済の持続的成長に貢献**することが国内外で共通する課題。金融庁は、**こうした課題に対応した金融規制・監督のあり方**について、国内の検討も踏まえつつ、**国際的に意見発信**

(2) IFIARを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献

- **監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) 常設事務局開設** (来年4月) と東京本会合開催、その後の円滑な運営に資する支援等を実施

(3) 国際的なネットワーク・協力の強化

- 金融機関の活動や金融取引のグローバル化に対応するため、「**グローバル金融連携センター (GLOPAC)**」における**新興国の金融当局職員の受入れ**を含めた取組みにより、**当局間のネットワーク・協力を強化**